

「一般事業主行動計画」

仕事と子育て両立を支援し、従業員にとって働きやすい職場づくりを目的とし、次のように行動計画を策定する。

I. 計画期間

2023年4月1日から2028年3月31日

II. 内 容

- 1-1 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備
 - 1) 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進
(対策) 特別休暇制度の周知、啓発を実施
 - 2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
(対策) 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、管理職への制度の周知と理解を促進
- 1-2 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
 - 1) 所定外労働の削減のための措置の実施
(対策) 従業員の多能工化(現作業と異なる作業を習熟)を推進し、各作業の負荷の均一化を図ることで所定外労働の偏りを是正
 - 2) 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施
(対策) 従業員の多能工化(現作業と異なる作業を習熟)を推進し、有給取得時の代替要員を確保
- 2 1以外の次世代育成支援対策に関する事項
 - 1) 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進
(対策) 高校生のインターンシップ、トライアル雇用の実施

以上